防衛省本省内部部局非常勤職員（障害者雇用）募集案内

防衛省本省内部部局では、以下のとおり非常勤職員（障害者雇用）を募集します。

１　採用予定人員、職務内容等

採用予定人員	勤務先	職務内容	任用期間（予定）
１６名程度	防衛省本省 内部部局 （市ヶ谷）	一般行政事務の補助的業務 データ入力・集計、ＰＤＦ化、冊子類の梱包・発送、郵便物の発送、資料の印刷、名刺作成、物品管理、書籍の整理、シュレッダー、会議室等の整備等の庶務的な業務 ※ 具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。	令和９年４月１日 （応相談） ～ 令和１０年３月３１日 （更新の可能性あり）

２　応募期間

令和８年１０月１６日（金）～同年１１月１３日（金）（必着）

３　応募資格

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア　身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ　都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ　精神障害者保健福祉手帳

（２）基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。

次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）自衛隊法第３８条第１項の規定により防衛省職員となることができない者

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

４　応募手続

提出書類	提出数	提出先
防衛省非常勤職員採用申込書（写真貼付） ※防衛省ＨＰ（下記リンク）よりダウンロードをお願いします。 http://www.mod.go.jp/j/saiyou/shougaisha/hijyokin_detail.html	１通	【電子メールの場合】 saiyoumadoguchi@ib.dss.mod.go.jp 【郵送の場合】 〒１６２－８８０１ 東京都新宿区市谷本村町５－１ 防衛省大臣官房秘書課雇用管理第１係

※１　写真規格：申込前６か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。

２　郵送の場合は、**簡易書留**にて応募してください。

３　業務遂行上の配慮等の確認のため、採用申込書に障害の状況や配慮事項等を可能な範囲でご記入ください。

４　提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おきください。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。

５　電子メール、郵送とも**原則電子メール**で受領確認の連絡をします。

５　試験項目、試験日及び試験地

（１）選考内容

選考	試験内容	試験実施時期 【合格発表時期】
１次選考	書類選考	【令和８年１２月１日（火）までに連絡】
２次選考	面接試験	令和８年１２月１１日（金）～１２月１７日（木）で指定する日 【令和９年１月２２日（金）までに連絡】

※１　２次選考試験実施時期等については受験者に対して、別途連絡します。
　２　就労支援機関のご担当者の同行を希望される方は、応募の際にその旨記載してください。
　３　２次選考試験地
　　防衛省大臣官房秘書課（東京都新宿区市谷本村町５－１）で実施します。
　４　その他
　　１次選考・２次選考の結果は、原則電子メールにて連絡をします。
　　なお、電子メールの返信等がない場合には電話で連絡をすることがあります。
　　連絡の手段について配慮が必要な場合は、採用申込書に予めご記入ください。
　　なお、合格の連絡に対し、期限までに応諾の連絡がなかった場合は、不合格とさせていただく場合があります。

６　採用後の処遇等

（１）身分
　　防衛省非常勤職員（事務補助員）として採用。
（２）給与
　ア　時給　１，３９９円～１，７２９円（職務経験等により異なります）
　イ　通勤手当（月額１５０，０００円以内）、期末・勤勉手当（昨年度実績４．６５月分）、
　　住居手当（月額２８，０００円以内、条件あり）、扶養手当（条件あり）等が規則に応じて支給されます。
　　※法律等の改正により変更になる場合があります。
（３）その他
　ア　原則として、健康保険（防衛省共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入していただきます。
　イ　任用期間は更新の可能性があります。
　ウ　一週間当たりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。
　　※本案内の記載はフルタイムの場合

７　勤務時間及び休暇

（１）勤務時間等
　　勤務時間は、原則として、９時３０分から１８時１５分まで、又は、８時３０分から１７時１５分まで。
　　（フルタイムでの勤務が困難な場合は相談に応じて勤務時間を決定します。）
　　休憩時間は、１２時００分から１３時００分まで。
　　土曜、日曜及び祝日は休みです。
（２）休暇
　　年次休暇等、規則に応じて付与されます。

８　その他

（１）受験のための旅費、宿泊費等は支給しません。
（２）職場見学につきましては、１次選考合格者（応募者の支援機関の方を含む）を対象に実施を予定しております。
（３）入省後は身分証としてマイナンバーカードが必要となりますのでご承知置きください。
（４）その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

連絡先：　防衛省大臣官房秘書課雇用管理第１係
電　話：０３－３２６８－３１１１　内線２２１７１
メール：　saiyoumadoguchi@ib.dss.mod.go.jp
担　当：（担当）新橋（しんばし）、戸頃（ところ）